

吹田市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市域に所在する介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的として、吹田市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金（以下「補助金」という。）を介護サービス事業所等の運営法人に対し、交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別記1及び2に掲げる事業所又は施設等を有する法人とする。

(補助事業等)

第3条 補助金の補助事業、対象経費及び補助金の額は別記のとおりとする。

2 市長は、補助対象者が補助金の交付決定の前に行った事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までにを行った事業に要する経費に限る。

3 補助金の額の算定に当たって千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第4条 補助対象者は、次に掲げる書類を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 補助金交付（変更等）申請書（様式1及び様式2）

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金交付決定通知書（様式3）により、補助金を交付すべきでないとき又は補助金交付申請却下通知書により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、次条の条件のほか、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する市長の指示に従うこと。

(2) 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、上記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は次号に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産（以下「財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (4) 前号の期間を経過する前に市長の承認を受けて補助事業により取得した財産等を処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式9）により、速やかに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を市長に返還しなければならない。
- (7) 前号の報告があったときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (8) 第5条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っているときは、同条第1項第6号の報告は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助決定者は、補助事業の変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、補助金交付（変更等）申請書（様式1及び様式2）の提出により、その申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請を承認すべきものと認めるときは補助金に係る変更等決定通知書（様式4）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、補助金に係る実績報告書（様式6及び様式7）に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）歳入歳出決算報告書（様式6別添）

（2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式8）により補助決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定による補助金交付額確定通知を受けた補助決定者は、市長が指定する期日までに、補助金交付請求書（様式5）を市長に提出しなければならない。

（交付）

第11条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（立入調査）

第12条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本市職員にその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の返還等）

第13条 補助金の交付を受けた補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金の交付決定にあたり、市長が付した条件を順守しなかったとき

（2） 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき

（3） 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があった時

（4） 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

（5） その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

（報告の徴収等）

第14条 補助決定者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

（他の補助金等との重複の禁止）

第15条 補助対象者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年６月６日から施行し、令和４年４月１日より適用する。
ただし、別添２の規定は、令和３年４月１日より適用する。

附 則

この要領は、令和４年９月２９日から施行し、令和４年４月１日より適用する。
ただし、別添２の規定は、令和３年４月１日より適用する。

附 則

この要領は、令和４年１２月２８日から施行し、令和４年４月１日より適用する。
ただし、別添２の規定は、令和３年４月１日より適用する。

附 則

この要領は、令和５年３月３１日から施行し、令和４年４月１日より適用する。
ただし、別添２の規定は、令和３年４月１日より適用する。

附 則

この要領は、令和５年５月２６日から施行し、令和５年４月１日より適用する。

附 則

この要領は、令和５年８月１日から施行し、令和５年４月１日より適用する。

附 則

この要領は、令和５年１１月１０日から施行し、令和５年１０月１日より適用する。

附 則

この要領は、令和６年６月６日から施行し、令和６年４月１日より適用する。

別記 1

対象となる介護サービス事業所・施設等、補助事業及び対象経費並びに補助金の額

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費（令和5年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用）について支援を行う。

ア 対象となる介護サービス事業所・施設等

（ア）新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護施設等（※1）、訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、通所系サービス事業所（※4）（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）
- ③ 都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所（※4）、短期入所系サービス事業所（※3）
- ④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）（※1）
- ⑤ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等（※5）

（イ）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

（ア）①、③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る））

※「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

（ウ）感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（※1～※4）

- ・（ア）の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

※「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が（イ）の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。

※1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症

対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※2 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（ア（ア）の事業を除く）及び居宅療養管理指導事業所

※3 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

※4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

※5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

イ 補助事業及び対象経費

令和5年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を補助

（ア） a. ア（ア）①から③に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1－1のとおり。（介護施設等に限る））

② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

④ 感染性廃棄物の処理費用

⑤ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できな

い利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※ なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る

b. ア（ア）④に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別添１－１のとおり。（介護施設等に限る））

c. ア（ア）⑤に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別添２－１のとおり。（高齢者施設等に限る））

(イ) ア（イ）に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信用は除く）

※ なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る

(ウ) ア（ウ）に該当する事業所・施設等

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

① 感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保

② 感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣

のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

ウ 補助金の額

イ（ア）、イ（イ）及びイ（ウ）の対象事業所・施設等の基準単価、単位及び補助額は、別表１、別表２及び別表３のとおりとする。なお、別表１、別表２及び別表３に定める基準単価は年度単位で適用する。年度単位で適用するにあたっては、別記１及び別記２を併せて取扱うものとする。

ただし、【別添２－１】３ウの補助額は、別表１の範囲外とし、【別添２－１】３ウに定めるとおりとする

別記2

対象となる介護サービス事業所・施設等、補助事業及び対象経費並びに補助金の額

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費（令和5年5月8日以降に係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用）について支援を行う。

ア 対象となる介護サービス事業所・施設等

（ア）新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）に対応した介護サービス事業所・施設等

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む）（※1～※4）
- ② 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）
- ③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）（※1）
- ④ 施設内療養を行った高齢者施設等（※5）

（イ）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

（ア）①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る））

※「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

（ウ）感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（※1～※4）

- ・（ア）の①に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

※「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が（イ）の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。

※1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※ 2 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（ア（ア）の事業を除く）及び居宅療養管理指導事業所

※ 3 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

※ 4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

※ 5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

イ 補助事業及び対象経費

令和 5 年 5 月 8 日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を補助

(ア) a. ア（ア）①及び②に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和 5 年 10 月 1 日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には 1 日あたり 4 千円を補助上限とし、1 月あたり 2 万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には 1 月あたり 2 万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添 1－2 のとおり。（介護施設等に限る））

② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

- ④ 感染性廃棄物の処理費用
- ⑤ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
- ⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用
代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る

b. ア（ア）③に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

- ⑦ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
一定の要件に該当する自費検査費用（別添１—２のとおり。（介護施設等に限る））

c. ア（ア）④に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

- ⑧ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別添２—２のとおり。（高齢者施設等に限る））

（イ） ア（イ）に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

- ① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

- ② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用
代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る

（ウ） ア（ウ）に該当する事業所・施設等

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

- ① 感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
- ② 感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣
のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

（エ） 令和６年３月に行った事業に要する経費

令和６年３月に行った事業に要する経費に対する取り扱いについては別記２別掲のとおり

ウ 補助金の額

イ（ア）、イ（イ）及びイ（ウ）の対象事業所・施設等の基準単価、単位及び補助額は、別表１、別表２及び別表３のとおりとする。なお、別表１、別表２及び別表３に定める基準単価は年度単位で適用する。年度単位で適用するにあたっては、別記１及び別記２を併せて取扱うものとする。

別記2別掲

令和6年3月に行った事業に要する経費

令和6年3月に行った事業に要する経費に対する取り扱いについては次のとおりとする。

1 物品購入費（在庫の不足が見込まれる衛生用品購入費/消毒・清掃費用/感染性廃棄物処理費用）

衛生用品等の購入に係る費用について、感染発生日から3月31日までに発注及び納品されたものを対象とする。但し、発生日以降に発注された場合であっても、納品日が4月以降である場合は本補助の対象とはならない。

	感染発生前	感染発生日～収束日又は令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降	補助可否
①	発注	納品		不可
②		発注・納品		可
③		発注	納品	不可
④			発注	不可

2 委託料（消毒・清掃費用/感染性廃棄物処理費用）

委託料について、感染発生日から3月31日までの間に委託契約及び委託業務が履行された経費を補助対象とする。但し、発生日以降に委託契約を締結した場合であっても、業務の履行が4月以降である場合は本補助の対象とはならない。

なお、4月に跨って実施された業務については3月分の履行に対する経費のみ補助対象とする。

	感染発生前	感染発生日～収束日又は令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降	補助可否
①	委託契約	業務完了		不可
②		委託契約・業務完了		可
③		委託契約	業務完了	可(3月分のみ)
④			委託契約	不可

3 割増賃金・手当（超過勤務手当/危険手当/残業代/休日出勤手当）

割増賃金・手当について、感染発生日から3月31日までに生じた勤務に対する手当を対象とし、支給日が4月であっても補助の対象とする。

なお、3月31日に生じた業務でやむを得ず4月1日へ跨ることとなった業務に対する手当については、3月31日の経費として取り扱う。

	感染発生前	感染発生日～収束日又は令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降	補助可否
①	勤務	支給日		不可
②		勤務・支給日		可
③		勤務	支給日	可
④			勤務	不可

4 人材派遣等費用（緊急雇用/職業紹介手数料）

人材派遣等の費用について、感染発生日から3月31日までの雇用に対する費用（紹介手数料含む）を対象とする。但し、契約の都合上、3月～4月にかかる期間で一体として契約した場合であっても、4月以降の雇用に対する費用は本補助の対象とはならない。

	感染発生前	感染発生日～収束日又は令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降	補助可否
①	契約	雇用開始		不可
②		契約・雇用開始・雇用終了		可
③		契約・雇用開始	雇用終了	可(3月分のみ)
④		契約	雇用開始	不可
⑤			契約	不可

【別添１－１】

別記１イの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

１ 対象となる施設等

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

（対象施設等）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

２ 補助の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を補助対象とする。

１の対象施設等において、

- ・ 濃厚接触者と同居する職員
- ・ 発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・ 面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※ 「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※ なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて提出すること。

※ なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

３ 補助の上限額

一人１回あたりの補助上限額は２万円を限度とする。（ただし、別表１の補助単価の範囲内）

４ その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

【別添 1－2】

別記 2 イの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 対象となる施設等

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいいため、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体が実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 補助の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を補助対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・ 感染者と同居する職員
- ・ 面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
 - ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。
- ※ なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて提出すること。
- ※ なお、感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は本事業の対象とはならない。

3 補助の上限額

一人 1 回あたりの補助上限額は 2 万円を限度とする。（ただし、別表 1 の補助単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

【別添 2－1】

別記 1 イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 対象となる介護サービス事業所・施設等

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・ 保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象となる介護サービス事業所・施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 補助の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

1 の対象となる介護サービス事業所・施設等であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

- (1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑥ 小規模施設等（定員 29 人以下）にあつては施設内療養者[※]が同一日に 2 人以上、大規模施設等（定員 30 人以上）にあつては施設内療養者[※]が同一日に 5 人以上いること。

※ 別添 2－1 でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して 10 日以内の者（発症日を含めて 10 日間）とする。ただし、発症日から 10 日間経過しても、症状軽快^{*}後 72 時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快^{*}後 72 時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して 15 日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 無症状患者（無症状病原体保有者）については、陽性確定に係る検体採取日から起算して

7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。

＊ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

3 補助の上限額

ア 施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する（一人あたり最大15万円を補助。）。

イ 2の⑥の要件を満たす場合は、上記アに加えて、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、ア・イの補助額は別表1の補助単価の範囲外とし、イの追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他

本補助は、別記1イの対象経費の「（ア）a. ア（ア）①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての補助が可能である。

【別添２－２】

別記２イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

１ 対象となる介護サービス事業所・施設等

- 利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象となる介護サービス事業所・施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

２ 補助の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
 - ② ゾーニング（区域をわける）の実施
 - ③ コホーティング（隔離）の実施
 - ④ 担当を分ける等の勤務調整
 - ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
 - ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認
- 等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

１の対象となる介護サービス事業所・施設等であって、以下の（１）から（５）の要件全てに該当する場合とする。

- (1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。
- (3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。
 - ・施設からの電話等による相談への対応
 - ・施設への往診（オンライン診療を含む）
 - ・入院の要否の判断や入院調整
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。
- (5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

なお、(3)から(5)については、大阪府が実施した「高齢者施設等における協力医療機関等との連携状況等調査等について」（令和５年４月１４日付け高事第１０８４号）の回答により、確認を行うものとする。

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦ 施設内療養者※が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和 5 年 5 月 8 日から 9 月 30 日まで	令和 5 年 10 月 1 日 以降
小規模施設等（定員 29 人以下）	同一日に 2 人以上	同一日に 4 人以上
大規模施設等（定員 30 人以上）	同一日に 5 人以上	同一日に 10 人以上

※ 別添 2－2 でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して 10 日以内の者（発症日を含めて 10 日間）とする。ただし、発症日から 10 日間を経過していなくても、発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快*1 から 24 時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで*2「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快から 72 時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して 15 日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

*1 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して 7 日以内の者（当該検体採取日を含めて 7 日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から 7 日間を経過していなくても、発症日から 5 日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

*1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

*2 療養期間中であっても、上記①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

3 補助の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

	令和 5 年 5 月 8 日から 9 月 30 日まで	令和 5 年 10 月 1 日 以降
2 の①から⑥を満たす場合の補助	1 日 1 万円 (最大 15 万円)	1 日 5 千円 (最大 7 万 5 千円)
上記に加えて 2 の⑦の要件を満たす場合の追加補助	1 日 1 万円 (最大 15 万円)	1 日 5 千円 (最大 7 万 5 千円)

なお、補助額は別表 1 の補助単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は 1 施設あたり 200 万円、大規模施設等は 1 施設あたり 500 万円を限度額とする。

4 その他

本補助は、別記 2 イの対象経費の「(ア) a. ア (ア) ①及び②に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての補助が可能である。

別表 1

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 （千円）	単位	補助額
通所介護事業所	通常規模型	537	事業所	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。 ・令和5年 10 月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。
	大規模型（Ⅰ）	684	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	889	事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		231	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所	
	大規模型（Ⅰ）	710	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	1,133	事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27	定員	
訪問介護事業所		320	事業所	
訪問入浴介護事業所		339	事業所	
訪問看護事業所		311	事業所	
訪問リハビリテーション事業所		137	事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	事業所	
夜間対応型訪問介護事業所		204	事業所	
居宅介護支援事業所		148	事業所	
福祉用具貸与事業所		－		
居宅療養管理指導事業所		33	事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所		475	事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	事業所	
介護老人福祉施設		38	定員	
地域密着型介護老人福祉施設		40	定員	
介護老人保健施設		38	定員	
介護医療院		48	定員	
介護療養型医療施設		43	定員	
認知症対応型共同生活介護事業所		36	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上）		37	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下）		35	定員	

- ※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

別表 2

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 （千円）	単位	補助額
通所介護事業所	通常規模型	537	事業所	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。 ・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。
	大規模型（Ⅰ）	684	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	889	事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		231	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所	
	大規模型（Ⅰ）	710	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	1,133	事業所	

※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

別表 3

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 （千円）	単位	補助額
通所介護事業所	通常規模型	268	事業所	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。 ・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。
	大規模型（Ⅰ）	342	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	445	事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		115	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		113	事業所	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	282	事業所	
	大規模型（Ⅰ）	355	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	567	事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		13	定員	
訪問介護事業所		160	事業所	
訪問入浴介護事業所		169	事業所	
訪問看護事業所		156	事業所	
訪問リハビリテーション事業所		68	事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		254	事業所	
夜間対応型訪問介護事業所		102	事業所	
居宅介護支援事業所		74	事業所	
福祉用具貸与事業所		282	事業所	
居宅療養管理指導事業所		16	事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所		237	事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所		319	事業所	
介護老人福祉施設		19	定員	
地域密着型介護老人福祉施設		20	定員	
介護老人保健施設		19	定員	
介護医療院		24	定員	
介護療養型医療施設		21	定員	
認知症対応型共同生活介護事業所		18	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上）		19	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下）		18	定員	

※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。